

多気町公告第 51 号

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により公告の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

令和7年12月16日

多気町長 久保 行 男



当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称：朝柄区

区域：三重県多気郡多気町朝柄区域

主たる事務所の所在地：三重県多気郡多気町朝柄1914番地1

2 申請不動産に関する事項

地目	面積	所在地
	別紙のとおり	

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

別紙のとおり

3 公告期間：令和7年12月16日から令和8年3月16日まで

4 異議を述べる方法

多気町長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

○申請不動産に関する事項

	所在地	字	番地	登記地目	地積 m ²
198	多気町朝柄	平咄シ向	136－2	山林	2,479
199	多気町朝柄	平咄シ向	137－2	山林	2,479
200	多気町朝柄	魚ヶ谷向	203－2	山林	1,487
201	多気町朝柄	魚ヶ谷向	208－2	山林	2,727
202	多気町朝柄	越木谷向	215－1	山林	991
203	多気町朝柄	越木谷	234－1	山林	7,190
204	多気町朝柄	茶引岩	250－2	山林	772
205	多気町朝柄	中曾	260－2	山林	991
206	多気町朝柄	中曾	264－3	山林	26
207	多気町朝柄	千ノ垣内	832－2	山林	2,975
208	多気町朝柄	千ノ垣内	832－3	山林	122
209	多気町朝柄	千ノ垣内	833－2	山林	6,446
210	多気町朝柄	子ジケ	1328－2	山林	1,983
211	多気町朝柄	長ヶ谷	1440－2	山林	5,702
212	多気町朝柄	立石	1450－2	山林	1,190
213	多気町朝柄	立石	1454－2	山林	2,975
214	多気町朝柄	譲り葉ヶ谷	1594－2	山林	4,958
215	多気町朝柄	譲り葉ヶ谷	1597－2	山林	9,768
216	多気町朝柄	床井	2803－2	山林	991
217	多気町朝柄	小朝柄	3565	山林	3,867
218	多気町朝柄	小朝柄	3568－2	山林	2,975
219	多気町朝柄	小朝柄	3589－2	山林	1,983

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名	住所	持分
平野 九兵衛	多気郡五ヶ谷村大字朝柄857番地	2分の1
深田 栄助(榮助)	多気郡五ヶ谷村大字朝柄2028番地	2分の1